

仙台市ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業
借用証書兼誓約書

年 月 日

私は、仙台市ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業として、金_____円の貸付けを受け、仙台市ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業実施要綱及び仙台市ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業実施要領の規定に従うことを誓約します。

借受人住所

借受人氏名

実印

私は、上記の者の連帯保証人として、本人に誓約どおり履行させるとともに、仙台市ひとり親家庭高等職業訓練促進資金の返還の債務が発生した場合には、連帯して負担します。

連帯保証人住所

連帯保証人氏名

実印



※ 収入印紙は必ず貼り付け、借受者の印章又は署名で、誓約書と印紙の彩紋とにかけて、判明に印紙を消してください。

【注意事項】

- 1 本貸付事業の借用証書は、印紙税法（昭和42年法律第23号）別表第1課税物件表1-3「消費貸借に関する契約書」に該当し、借用証書（課税文書）の作成者が、その作成した借用証書（課税文書）について印紙税を納める義務があります。

（参考）

印紙税額 記載された金額が、10万円以下のもの 200円

10万円を超え、50万円以下のもの 400円

50万円を超え、100万円以下のもの 1,000円

- 2 借受人に貸付金の返還義務が発生した場合、返還金の金融機関での口座振替又は振込に手数料が発生し、借受人が負担することになります。

（参考）

口座振替手数料 七十七銀行 100円及び消費税相当額

七十七銀行以外の金融機関 150円及び消費税相当額

（振込手数料は、振り込み手続きを行う各金融機関でご確認ください。）

- ※ 返還義務が発生した段階で仙台市社会福祉協議会から借受人に「預金口座振替依頼書」をお送りしますので、必要事項を御記入の上、本協議会宛て提出してください。